

# 電気通信大学附属図書館UEC Ambient Intelligence Agora運営委員会規程

令和元年 7月10日

## (設置)

第1条 UEC Ambient Intelligence Agoraの運営に関わる調査審議及び利用に関わる各種支援を行うことを目的として、電気通信大学附属図書館（以下「図書館」という。）に UEC Ambient Intelligence Agora運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (定義)

第2条 この規程において、UEC Ambient Intelligence Agora（以下「AIA」という。）とは、利用者の能動的学修を支援するとともに、AIA内の施設・設備を活用した人工知能研究等に資することを目的として、図書館内に設置した実験的学修スペースをいう。

## (任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議及び各種の支援を行うものとする。

- (1) AIAの整備計画に関すること。
- (2) AIAの教育・研究等における利活用に関すること。
- (3) AIAの設備から取得できるデータの利活用に関すること。
- (4) AIAに係る規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他AIAに関すること。

2 前項各号に定める事項のうち、図書館運営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、又は、前項第4号により規程の制定及び改廃を行う場合には、電気通信大学附属図書館規程第4条に規定する図書館委員会においても審議を行うものとする。

## (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長又は附属図書館長が指名する者 1人
- (2) 図書館委員会から選出された者 1人
- (3) 人工知能先端研究センター長
- (4) 人工知能先端研究センター長が指名する者 1人
- (5) 情報理工学研究科長が指名する者 2人以内
- (6) 学術国際部学術情報課長
- (7) その他委員会が必要と認める者

2 前項第1号の委員は、第2号の委員を兼ねることができる。

## (任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会の調査審議事項及びそ

の他必要な事項を処理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学術国際部学術情報課が行う。

#### 附 則

1 この規程は、令和元年7月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。